

事業所のごみ 分別・処理ガイドブック

概要版



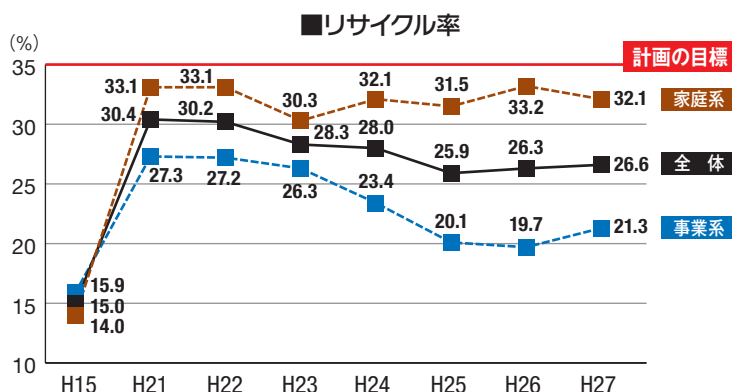
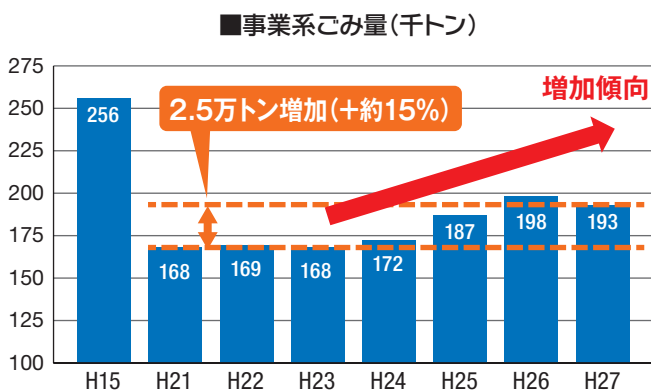
北九州市の事業系ごみの現状

～ 事業系ごみが最近増えています ～

北九州市では、「事業所から発生する一般廃棄物(事業系ごみ)」の減量化・資源化の推進等を図るため、平成16年に事業系ごみの制度全般を見直し、事業系ごみを大きく減量することができました。

しかし、近年大幅な増加傾向に転じていることから、事業系ごみの一層の減量化・資源化対策が大きな課題の1つとなっています。

本市の1事業所あたりの事業系ごみ量は政令指定都市の中で最も多くなっています。



■事業系ごみ量の政令指定都市比較(平成26年)

	北九州市	政令指定都市平均
事業系ごみ総量	198,433トン	165,646トン
1事業所あたりのごみ量	4.6トン	2.8トン

家庭系ごみは順調に減量し、リサイクル率も30%を超える高い水準で推移していますが、事業系のリサイクル率は、ごみ量の増加に伴って低下しています。その結果、全体のリサイクル率も伸び悩んでおり、北九州市循環型社会形成推進基本計画の目標(平成32年度に35%以上)の達成が困難な状況となっています。

古着のリサイクル

北九州市で行われている古着リサイクル事業では、北九州エコタウン地域でリサイクルし、最終的には自動車内装材となって北部九州の主要自動車メーカーで使用される、資源循環システムを構築しています。

このリサイクル事業では、家庭の古着だけではなく、事業所の制服や作業服も回収しています。

問合せ先

環境局循環社会推進課 TEL. 582-2187



【古着の分別・リサイクル事業】

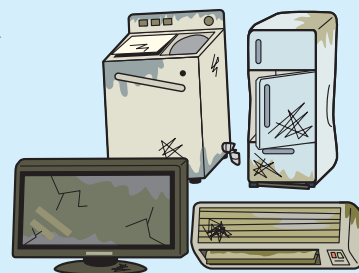
家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機)

業務用でない家庭用の上記製品は、事業所で使用しているものであっても、「家電リサイクル法」の対象となります。過去に購入した販売店、または買い替え品を購入した場合はその店舗に引取義務がありますので、引取を依頼してください。(リサイクル料金と収集運搬料金が必要です。)

また不用になった家電4品目を、自らリサイクル工場(家電メーカーがあらかじめ指定する引取場所)に持ち込むことができます。この場合、収集運搬料金は不要ですが、事前に郵便局でリサイクル料金を払込む必要があります。

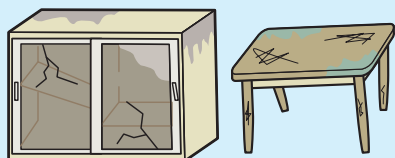
指定引取場所

西日本家電リサイクル株式会社
北九州市若松区響町一丁目62番地 TEL. 752-2424



大型ごみ

事業所から出る大型ごみは、ごみの材質により、一般廃棄物と産業廃棄物に分類されます。区分に応じて、それぞれの廃棄物を処理できる許可業者に処理を委託してください。



搬入できないものがありますので、事前に処理施設にお問い合わせください。

鉛使用製品(自動車用鉛バッテリーなど)

鉛を含んだ製品が工場に搬入されると、国の定める排出基準値を超える鉛成分が検出されることがあります。自動車用鉛バッテリーなどは、販売店に相談するか、産業廃棄物として適正に処分しましょう。



焼却工場には、搬入できません。

問合せ先

鉛バッテリー販売店に相談



パソコン

「資源有効利用促進法」に基づき、メーカーがリサイクルしています。

問合せ先

一般社団法人パソコン3R推進協会
TEL. 03-5282-7685



水銀使用製品(蛍光管・血圧計など)

「水銀に関する水俣条約」が締結され、水銀による環境汚染の防止に向けた取組みが国際的に進められています。オフィスや病院などの事業所から出る、蛍光管、水銀体温計、水銀血圧計等の水銀を使用した製品は、産業廃棄物として適正に処分しましょう。



焼却工場には、搬入できません。また、市が区役所や電器店等に設置する回収ボックスは家庭用ですので、事業所から出るものは回収できません。

問合せ先

- 蛍光管・水銀体温計・水銀血圧計
株式会社ジェイ・リライツ
TEL. 752-2386
- その他
アサヒプリテック株式会社
TEL. 481-6050

